

日本丸メモリアルパーク研修施設（訓練センター）会議室貸出事務取扱要綱

制 定 平成4年7月8日

最近改正 令和3年2月2日

（趣旨）

第1条 日本丸メモリアルパーク研修施設（訓練センター）（以下「会議室」という。）は、帆船日本丸のボランティア養成や海洋教室等各種事業の遂行に要する施設であるが、それらを利用しない日又は時間に、これを一般の団体等の利用に供することとし、その取扱要綱をここに定める。

（利用の許可）

第2条 会議室を利用しようとする者は、帆船日本丸記念財団・JTB コミュニケーションデザイン共同事業体（以下「共同事業体」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、共同事業体は許可しない。

- (1) 内容が公序良俗に反するもの
- (2) 宗教の布教目的のためであるもの
- (3) 営業行為や営利活動のみを主たる目的とするもの
- (4) 長期にわたり利用するもの
- (5) 横浜市港湾施設条例及び関係法令に違反する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び関係法令に抵触する場合
- (7) 特定の政党等を支援する活動目的での利用
- (8) 設置物損壊する恐れのある利用
- (9) その他管理又は運用上支障がある場合

（利用時間等）

第3条 利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間は、午前9時から午後10時までとし、利用の準備に要する時間、利用後の片付け等の時間をこの中に含むものとする。ただし、これ以外の時間の利用の申出があった場合は、別途共同事業体と協議を行い決定する。
- (2) 臨時の閉館又は臨時の開館は、その都度、共同事業体が決めるものとする。

（利用料金等）

第4条 利用料金及びキャンセル料については、次のとおりとする。

- (1) 会議室の利用料及びマイク等機材の料金は、別表1及び別表2のとおりとする。
- (2) 許可を受けた者は、利用料を、利用日当日までに現金又は振込で支払うものとする。現金支払いの場合は、午前9時から午後5時30分までに事務所で支払うものとする。ただし、理由があると認めるときは、後納とすることができる。
- (3) 利用予定時間を超過した場合は、その超過時間分を別表1に準じて1時間単位で請求するものとする。
- (4) キャンセル料は、利用日の2か月前の同日から利用予定金額の30%、1か月前の同日から利用予定金額の60%、15日前から利用予定金額の100%を請求するものとする。ただし、利用予定金額には機材の料金は含まないものとする。また、

天変地異や災害で会議室が利用できない場合は、共同事業体は利用者に対して請求しないことができる。

(利用許可申請)

第5条 利用許可申請については、利用希望日の6か月前の同日から受付けるものとする。申請は原則としてWebによる予約方法とする。ただし、これにより難しい場合は別途共同事業体と協議を行うものとする。

2 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 6か月前の同日が存在しない場合は申請月の最後の日とする。

4 連続して利用できる期間は原則14日以内とする。ただし、初日は午後10時まで、2日目以降は最終日を除き午前9時から午後10時まで通しの利用を原則とする。

(利用料の減免)

第6条 利用料が減免される場合は次の各号のとおりとする。

(1) 共同事業体が主催又は共催で行う行事・事業に伴うもの、及び共同事業体が特に認めた行事・事業に伴うもの

(2) 横浜市港湾局から減免の依頼があり、共同事業体が認めるもの

(3) 共同事業体の協力団体等が利用する場合で、共同事業体の事業に貢献することが認められるもの

2 減免の率は、実施内容により100分の50から100分の100までとする。

(申請書類)

第7条 利用許可申請に必要な書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 所要の項目が入力された予約フォームを申請書と見なす。なお、この予約フォームは共同事業体が管理するサーバー内に一定期間保管する。

(2) 共同事業体が必要と認める書類

(個人情報の取扱い)

第8条 個人情報の取扱いは共同事業体が定めるプライバシーポリシー（個人情報に関する基本方針）によるものとし、この個人情報は会議室利用の範囲内に限り取り扱うものとする。なお、プライバシーポリシーの「1. 個人情報の取得について」に定める本人同意については、予約申込みを完了した時点で本人の同意があったものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議室の貸出に当たって必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和3年8月1日以降の会議室の利用許可申請について適用し、それ以前の利用許可申請については、従前の例による。

別表 1

会議室利用料

場 所	人 員	時間帯			
		9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～22時
第1・2会議室	150名	9,000円	9,000円	9,600円	14,400円
第3会議室	50名	4,500円	4,500円	4,800円	7,200円
小会議室	20名	3,000円	3,000円	3,200円	4,800円

注 施設の配置上、第1会議室と第2会議室は合わせて最大150名の利用とし、利用料は第1会議室と第2会議室を合わせた金額とする。

別表 2

機材の料金

機 材 名 等	料 金
ワイヤレスマイクセット	2,100円
追加マイクセット	2,100円
司会台のみ	1,100円
ピンマイク追加	1,100円
プロジェクターセット	5,100円
スクリーンのみ	2,100円
移動式プロジェクターセット	3,100円
自立式スクリーンのみ	1,600円
延長コード (5m)	210円
延長コード (10m)	330円
VGA アダプタ	310円
追加ホワイトボード	1,100円
マーカー	110円
間仕切りなし	1,100円
間仕切りなし・150席	2,100円
荷物お預かり	2,100円
CD・DVD プレーヤー	2,100円
外付けスピーカーセット	1,100円